

ちょっとしたお手伝いが必要なとき

絆サポート

- ▶主な内容 簡単な掃除、調理など(週1〜2回程度)
- ▶対象 65歳以上の方など

助っ人サービス

- ▶主な内容 ちょっとした困りごとの支援
- ▶対象 単発での支援が必要な方



ほほえみ訪問

- ▶主な内容 月1〜2回程度の訪問(玄関先での挨拶など)
- ▶対象 65歳以上の方など
- ▶申込・問合せ (社福)大田区社会福祉協議会
☎5703-8230 FAX 3736-5590



ちょこっとサービス

- ▶主な内容 家庭ごみの搬出(少量ごみ)、電球の交換など
- ▶対象 原則、区内在住の65歳以上の方
- ▶利用日、時間 月〜金曜
午前9時〜午後5時(休日、年末年始を除く)
- ▶申込・問合せ (公社)大田区シルバー人材センター(蒲田分室)
☎6715-9855 FAX 6715-9860



将来への備え

おおた成年後見センター

成年後見制度や手続きに関する相談にお応えします。
例えば、「成年後見制度について知りたい」「申立てに必要な書類を知りたい」「成年後見人になってくれる人を探している」など、制度全般に関するさまざまな相談に対応しています。

- ▶日時 月〜金曜、午前9時〜午後5時(休日、年末年始を除く)
※電話、来所での相談を受け付けています。来所での相談を希望する場合は、問合せ先まで事前にご連絡ください。
- ▶問合せ おおた成年後見センター ☎3736-2022 FAX 3736-5590



今から始めよう 自分らしい老いじたく

これから老いじたくを始める方に向けて、ご自身の考えを整理する手助けになるよう、「老いじたくパンフレット」を作成しました。
“自分の将来のこと”、“身の回りの整理”、“住まいのこと”、急な病気や認知症などの“もしもに備える”などの観点から、主なポイントをまとめました。
元気なうちから必要な備えをして、これからの人生を前向きに考えてみましょう。

- ▶配布場所 福祉管理課、特別出張所、老人いきいの家、シニアステーション、ゆうゆうくらぶ ほか
- ▶問合せ 福祉管理課調整担当 ☎5744-1244 FAX 5744-1520 区HPでも公開中！▶



介護が必要な場合

介護サービスを利用するまでの手続き

介護が必要となったときには、費用の一部を支払って介護サービスが利用できます。介護サービスを利用するためには、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。お住まいの地区を担当する地域包括支援センターに申請すると、訪問調査や審査を経て、認定結果が通知されます。

① 申請

介護サービスの利用を希望する方は、地域包括支援センターに「要介護認定」の申請をします。

② 認定調査
主治医の意見書

区職員などが、心身の状況を調べるために、本人や家族などへの聞き取り調査を行います。区役所から主治医へ意見書の作成を依頼します。

③ 審査・判定

「介護認定審査会」で、保健・医療・福祉の専門家が審査を行います。

④ 認定・通知

介護認定審査会の審査結果に基づき、「要介護1〜5」「要支援1・2」「非該当」の要介護状態区分に分けて認定し、その結果を通知します。

⑤ ケアプランの作成

心身の状況に応じて、「要介護1〜5」の方は、居宅介護支援事業者ケアプランの作成を依頼し、介護支援専門員が利用者の状態に合わせてケアプランを作成します。「要支援1・2」「非該当」の方は、地域包括支援センターにご相談ください。

⑥ 介護サービス開始

ケアプランに基づいて在宅や施設で介護サービスを利用します。

- ▶問合せ 介護保険課介護保険担当 ☎5744-1359 FAX 5744-1551